

## 図書館災害対策委員会規程

### (設置・目的)

第1条 公益社団法人日本図書館協会定款（以下「定款」という。）第51条第1項に基づき図書館災害対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について、公益社団法人日本図書館協会委員会通則規程（以下「委員会通則規程」という。）第3条により定める。

### (任務)

第2条 委員会は、図書館関係者の防災意識を高めるとともに、災害が発生した際に、被災地図書館の復旧・復興を支援する活動を速やかに行うため、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 被災状況の調査及び情報収集
- (2) 関係機関等との支援対策の協議及び連絡調整
- (3) 防災や災害支援に関する情報収集
- (4) 支援のための寄附の募集
- (5) 被災地図書館及び広域避難者受入れ地域の図書館に対する支援活動
- (6) 支援活動のためのボランティアの募集
- (7) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、11名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員長及び委員の任命又は解職は、理事会の決議を経て理事長が行う。
- 3 理事長は、次の各号の者を委員候補として、理事会に提案することができる。
  - (1) 理事
  - (2) 関係委員会等から推薦された者
  - (3) 災害支援活動経験者
- 4 委員長は、委員の中から理事会の決議を経て理事長が任命する。
- 5 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名した委員がその任にあたる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、定款第34条第1項に定める理事の任期と同一とする。

- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員は、電子的な通信手段によって委員会に出席することができる。
- 3 委員会は、必要に応じ、電子的な通信手段によって、開催することができる。
- 4 議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員会に出席できない委員は、他の委員又は委員長に、予め通知された議事についてその議決権を委任することができることとし、この場合、その委員は出席したものとみなす。
- 6 委員長は、定款第50条に定める活動部会及び定款第51条に定める委員会に対して、会議への出席又は資料の提供等必要な協力を求めることができる。

(東日本大震災対策委員会)

第6条 委員会は、委員会通則第8条に基づき、東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、東日本大震災で被災した図書館の支援に注力することを目的とする小委員会として東日本大震災対策委員会(以下「東日本対策委員会」という。)を設置する。

- 2 東日本対策委員会の任務は、第2条に準ずる。
- 3 東日本対策委員会の設置期間は、当該災害による被災地図書館の復旧・復興事業が概ね終了する2021年3月31日までとする。
- 4 東日本対策委員会の委員は、委員会の委員を含め10名以内の委員をもって構成することとし、委員会の推薦に基づき、理事会の決議を経て、理事長が任命する。
- 5 東日本対策委員会は、東日本対策委員会の委員に推薦する者を公募により選定することができる。その場合、公募の実施方法及び選考基準は、公募を実施するたびに、東日本対策委員会と協議のうえ、委員会が定める。
- 6 東日本対策委員会に委員長を置く。
- 7 東日本対策委員会の委員長は、東日本対策委員会の委員の互選とし、東日本対策委員会を代表して、委員会の委員長と密接に連絡を図って、事務を掌理する。
- 8 東日本対策委員会の議事は第5条に準じる。
- 9 東日本対策委員会の委員長は委員長が求めるときは、東日本対策委員会の活動を文書で委員長に報告しなければならない。
- 10 支援活動に係る残余の事項及び資料・物品等は、設置期間終了時にそれを委員会に引き継ぐものとする。
- 11 前十項に定めるもののほか、東日本対策委員会について必要な事項は別に定める。

(理事会に対する報告)

第7条 委員長は、委員会通則第10条第1項に基づき、毎事業年度終了後3か月以内に開催される定時代議員総会の1か月前までに、文書で報告しなければならない。また、委員長は、同条第2項に基づき、理事長又は理事会の求めに応じて、委員会の活動を理事長又

は理事会に報告しなければならない。

(委員会の経費)

第8条 委員会の運営に係る経費は、本法人の予算の範囲内でまかなう。ただし、支援活動に係る経費は、原則として災害対策及び図書館の災害復旧・復興支援にかかる指定寄附金等によってまかなう。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は2015年12月18日から施行する。

2 最初の委員の任期は、選任のときから当該選任日における本法人役員の任期の終了の日までとする。

附則

この規程は、平成30年12月21日から施行する。